世田谷区がん対策推進計画(案) 概要版]

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

がんは、昭和56年よりわが国の死因の第1位となり、2人に1人ががんにかかる時代となった。国・・・平成19年4月「がん対策推進基本法」施行、同年6月「がん対策推進基本計画」策定

都・・・平成 20 年 3 月「東京都がん対策推進計画」策定。平成 25 年 6 月「同計画」第一次改定

区・・・平成 18 年 4 月「世田谷区健康づくり推進条例」施行、平成 24 年 4 月「健康せたがやプラン (第二次)」策定

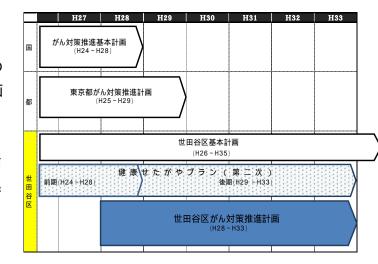
平成 27 年 4 月「世田谷区がん対策推進条例」施行

2 計画の位置づけ

この計画は、世田谷区がん対策推進条例の推進計画として策定し、国の「がん対策推進基本計画」及び「東京都がん対策推進計画」との整合性を図りつつ、「健康せたがやプラン(第二次)」を上位計画と位置づける。

3 計画期間

上位計画である「健康せたがやプラン(第二次)」の計画終期は平成33年度までとなっている。上位計画と本計画の計画期間の整合を図る観点から、本計画の計画期間を平成28年度から平成33年度までの6年間とする。ただし、健康せたがやプラン(第二次)前期計画(平成24年度~平成28年度)の本計画に係る部分については、本計画に沿って計画内容を修正し、後期計画に引き継ぐものとする。



第2章 がんを取り巻く状況

1 世田谷区の現状

がんは、高齢化に伴って罹患リスクが高まるので、高齢化率の増加に伴い罹患率も上昇している。 区民の死因の 6 割が生活習慣病で、その第 1 位ががんによるものであり、死因全体の約 3 割を占めている。 がんによる死亡者数は、40 歳代から他の死因を上回っている。

2 区のがん検診の状況

国の指針に基づく5がん検診(胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診)と、独自事業の2がん検診(前立腺、口腔がん検診)を実施。

受診率向上策として、個別勧奨の強化、無料クーポン券の送付、特定健診との同時受診の導入、土曜日受診の拡充などに取り組んできた。

目標受診率を設定しているが、目標値に届いていない検診があり、国の受診率より低い現状である。

第3章 基本方針と目標

1 基本方針

がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会の実現

2 基本目標

区民一人ひとりが、がんに関する理解を深め、予防に努めている

地域で、がん患者や家族が、理解や必要な支援を受けながら安心して生活している

第4章 分野別施策

1 がん予防の推進

(1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進

「日本人のためのがん予防法」に基づ〈生活習慣の見直 しの推進

- ・わかりやすい情報の提供による生活習慣見直しの支援 ウイルス等の感染に起因するがん予防の啓発と予防検 診
- ・肝炎ウイルス検診の勧奨
- ·教育委員会と連携したHPVの知識の普及
- ・ピロリ菌除菌治療の保険適用の周知
- ·胃がんリスク検査(ABC検査)の予防事業としての導入

(2) 喫煙による健康被害防止対策の推進

医療機関と連携した禁煙希望者への禁煙支援の推進

- ·検診時における禁煙希望者への禁煙外来の案内 たばこの健康被害に関する普及啓発
- ・妊婦に対する影響に関する啓発
- ·未成年者の喫煙防止の啓発 受動喫煙防止策の推進
- 受動喫煙防止協力店の拡充
- 213 X/2/312 133/3/11 •/ 3/4/5

2 がんの早期発見に向けた取組みの推進

(1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進

国の指針等を踏まえたがん検診の見直しに向けた検討

- ·胃がん検診:国の指針の改定を踏まえた胃内視鏡検査の 導入
- ・子宮頸がん検診:積極的な受診勧奨と受診機会の確保
- ・乳がん検診: 国指針の改定を踏まえた検診内容の見直し
- 肺がん検診:要件の見直しと検診時の禁煙外来への案内
- 大腸がん検診:陽性者への精密検査への誘導の検討
- ・前立腺がん検診:受診対象者の拡充
- ・口腔がん検診:区民意識の啓発と検診スキルの向上 検診の目標受診率の設定と受診率向上に向けた取組み
- ・新たな目標受診率の設定

胃がん:15.8%

大腸がん:28.9%

肺がん:24.5%

子宮頸部がん:34.9%

乳がん:23.2%

- 事業主と連携した受診の働きかけ
- ・若い世代への勧奨強化と協働
- 受診しやすい検診体制の整備
- ・土曜日検診の拡充
- ・異常なしの結果の郵送の検討
- 住民税非課税世帯に対する自己負担無料化

(2) 受診結果の活用による精度管理の推進

精密検査受診率の向上に向けた取組みの推進

・受診勧奨の強化

検診の質の向上に向けた事業評価等の推進

- ・国のプロセス指標許容値の達成
- ・検診データによる事業評価の検討

3 がんに関する教育・啓発の推進

(1) がんに関する教育の推進

教科書を補足する新たな資料の作成と教育現場における活用

- ・がんに関する学習資料の作成と活用
- 拠点病院や患者団体等と連携したがん教育の実施
- ·拠点病院等医療関係者やがん患者団体と連携した学び の機会の提供

(2) がんに関する正しい知識の普及

健康手帳を活用した20歳以上の区民への情報提供 職域団体・地域団体等と連携した情報提供

- ·がん患者が働きやすい職場づくり等の支援
- ・協会けんぽとの相互協力による情報提供と検診周知 がん対策ポータルサイトの開設

4 がん患者や家族への支援の充実

(1) 地域での生活を支えるための取組みの推進

相談支援の充実

- ·保健センターがん相談コーナーの拡充
- ・拠点病院との連携によるがん相談コーナーの体制整備 がん患者及び家族への支援の充実
- 社会保険労務士等専門職や患者団体等と連携した支援体制の充実
- ・(仮称)在宅療養支援ハンドブックの作成・配付
- ・緩和ケアの必要性の理解促進

関係機関と連携した信頼できる情報の発信

- ・ホームページや図書館等を活用した総合的情報の発信
- ・情報発信拠点としての保健センターの機能強化
- ・東京都医療連携手帳の活用の周知
- 地域包括ケアシステムと在宅療養支援の推進
- ・在宅療養支援を支える地域包括支援システムの構築
- · 多職種が連携した医療·介護サービスの提供体制の構築 に向けた検討

産業振興部門や関係機関と連携した就労と治療の両立 の支援

- ・都や拠点病院、産業振興部門と連携した、がん患者が働きやすい環境づくりに関する普及・啓発
- ・関係機関と連携した就労に関する相談の検討

第5章 計画の推進に向けて

- 1 この計画は、「世田谷区がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的に推進するために策定する。この計画の基本理念である「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会」を実現するためには、区民、事業者、保健医療福祉関係者、区が目標を共有し協力して取組みを進めることが重要である。
- 2 区のがん対策の推進にあたっては、医師・歯科医師・薬剤師や福祉関係者、がん経験者である区民等が参加する「世田谷区がん対策推進委員会」での協議を踏まえ多様な意見を反映させるよう努める。
- 国や都が策定する「がん対策推進基本計画」「東京都がん対策推進計画(第一次改定)」との連携・整合を図りながら区の取組みを推進するとともに、がんに関する状況の変化等を踏まえ、必要がある場合は見直しを行う。